

2021年5月号トピックス

仏暦 2562（2019）年個人情報保護法施行開始の延期について

仏暦 2562（2019）年個人情報保護法の施行には、多くの複雑な手順があり、法の精神に則り、効果的に個人情報を保護するため、高度な技術が求められている。現在、2019年コロナウイルス伝染病(COVID-19)の感染拡大も継続しており、その状況はより深刻である。また、その影響により全国の公共部門や民間部門では、本保護法を遵守する体制の準備が未完である。従って、個人情報保護法適用を免除されるデータ管理者に該当する企業及び事業についての勅令（仏暦 2562（2019）及び 2563（2020）年発令）の施行開始を仏暦 2565（2022）年 5月 31 日まで延長する。

中小企業事業者のビジネスデジタル化促進のための税制措置について

仏暦 2564（2021）年 5月 11 日の閣議において、歳入法典に基づく免税に関する勅令（第...号）の勅令草案が承認された。承認内容は、会計期間の最終日における資本金が 500 万バーツ以下、および、当該会計期間中における商品およびサービスの販売による所得が 3,000 万バーツ以下の会社および法人格を有するパートナーシップに対し、デジタル経済社会省のデジタル経済振興局に登録されているコンピュータプログラムまたはソフトウェアの購入費用、その作成をするディベロッパーへの賃金、またはサービス使用料について支払った、100%に相当する所得について、10 万バーツを上限とし、免税とする。本通達の対象期間は、仏暦 2564（2021）年 1 月 1 日から仏暦 2565（2022）年 12 月 31 日までを期首とする会計年度とする。本通達は、中小企業事業者のビジネスデジタル化の促進を目的としており、事業者は本通達に定める費用を合計で 200%控除することが可能である。

課徴金減免を定める省令案について

仏暦 2564（2021）年 5月 18 日の閣議において、財務省が提案した「仏暦...年課徴金減免を定める省令（No.2）」案が承認された。関税が支払われていないもの、または、追加支払いが必要な場合の課徴金について、関税要追加支払い額に対して、通関検査完了日または輸出日から関税の支払日まで場合に応じて月額 0.25%、0.50%、0.75%のいずれかにより計算されていた課徴金が、月額 0.25%に減少されることになる。対象期間は、政府官報掲載日の翌日から仏暦 2564（2021）年 9 月 30 日までとする。

社会保険料の拠出金軽減について

内閣は、仏暦 2564（2021 年）5 月 18 日の閣議において、社会保険料の軽減を次の通り承認した。仏暦 2533（1990）年社会保障法第 33 条に規定される負担者への負担軽減のため、社会保険基金への拠出率を雇用者および被雇用者ともに 5%または最大 750 バーツから、2.5%または最大 375 バーツへ軽減する。適用期間は、2021 年 6 月より 8 月までの 3 ヶ月間とする。

2019年コロナウイルス伝染病の治療、診断または予防のための輸入品の関税免除について

2019年コロナウイルス感染症の治療、診断または予防のための輸入品の関税免除に関する財務省通達（第3号）が仏暦2564（2021）年4月28日に、また、2019年コロナウイルス感染症の治療、診断または予防のための輸入品の関税免除に関する規則、手続きおよび条件についての関税局通達第68/2564号が2021年5月6日に発行された。2019年コロナウイルス感染症の治療、診断または予防に関する製品の輸入者は、関税リストの第2部の物品に対する関税が免除となるが、関税免除を必要とする輸入者は、税関が指定する基準に従って輸入エントリーのデータを作成する必要がある。また、免除を受けるために、輸入者は、各輸入品の免除コードに「CV3」を記入する必要がある。本通達の有効期限は、仏暦2564（2021）年4月1日から仏暦2565（2022）年3月31日までとする。